

審査基準

基準の名称	栄養士免許訂正申請の審査基準	
法令等名	根拠条項	許認可等・処分の概要
栄養士法施行令 栄養士法施行細則	第3条第1項、2項 第5条第1項、4項 第3条第2項	栄養士名簿訂正(免許証書換交付)申請
基準の内容		
<ol style="list-style-type: none">1 申請書に必要事項が記入されているか。2 戸籍抄本（または謄本）が添付されているか。（発行から6ヶ月以内）3 戸籍の変更事項が、漏れなく記載されていること。4 変更年月日が戸籍に記載されている年月日であること。5 申請氏名が原則戸籍と同じである。6 生年月日が戸籍と同じであること。7 旧免許証が添付されていること。8 戸籍変更から1ヶ月以上経っている場合、遅延理由書が添付されていること。9 徳島県手数料条例に定められた手数料分の収入証紙が貼付されている。10 保健所経由の場合、保健所の受付印がある。		